○喜多方市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

平成18年１月４日条例第163号

改正

平成19年３月27日条例第12号
平成20年３月27日条例第14号
平成22年３月25日条例第４号
平成24年３月22日条例第７号
平成25年６月21日条例第15号

喜多方市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

（１）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が１級又は２級のもの

（２）　福島県療育手帳制度要綱（昭和49年２月１日付49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がＡのもの

（３）　身障手帳所持者であって、その障害程度等級が３級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）のもの

（４）　療育手帳所持者であって、その障害程度がＢかつ身障手帳所持者

（５）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が１級のもの

（６）　保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が２級又は３級で、かつ、身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が２級又は３級で、かつ、療育手帳所持者

２　この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

（１）　健康保険法（大正11年法律第70号）

（２）　船員保険法（昭和14年法律第73号）

（３）　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（４）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（５）　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（６）　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（７）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

３　この条例において「保険者等」とは、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は事業団をいう。

４　この条例において「重度心身障害者医療費」とは、次に掲げる額から保険者等の負担による附加給付等の額を控除した額をいう。

（１）　重度心身障害者が保険医療機関等において医療を受ける際、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により、当該保険医療機関等に支払わなければならない別表第１に定める額。ただし、保健福祉手帳所持者にあっては、別表第２に掲げる疾患による入院に係る費用を除く。

（２）　前号の一部負担金又は費用徴収金に保険者等が負担すべき高額療養費がある場合は、規則で定めるところにより算定した額

（医療費の助成）

第３条　市は、市の区域内に住所を有する重度心身障害者に規定で定める手続に従い重度心身障害者医療費（以下「医療費」という。）を助成する。ただし、助成の対象となる重度心身障害者は、市の区域内において次のいずれかの入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている者で当該入所等（継続して２以上の入所等をしている場合にあっては、当該２以上の入所等のうち最初の入所等）をする直前の住所地が市の区域外であるものを除き、市の区域外において入所等をしている者で当該入所等（継続して２以上の入所等をしている場合にあっては、当該２以上の入所等のうち最初の入所等）をする直前の住所地が市の区域内であるものを含めるものとする。

（１）　病院又は診療所への入院

（２）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設への入所（同法第27条第１項第３号又は同法第27条の２の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

（３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第１項の厚生労働省令で定める施設への入所

（４）　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

（５）　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の４又は第20条の５に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所（同法第11条第１項第１号又は第２号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

（６）　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第24項に規定する介護保険施設への入所

（給付の制限）
第４条　前条に規定する重度心身障害者が、次の各号のいずれかに該当するときは、医療費を助成しない。
（１）　対象者の前年の所得（１月から７月までの医療行為に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定により、なおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第１条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。）第６条の４第１項に定める額を超えるとき。
（２）　対象者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持する者に限る。）の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧政令第５条の４第２項に定める額以上であるとき。
（３）　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者であるとき。
（４）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第１項の支援給付を受けている者であるとき。
２　同一の月において、65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあるもので、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第２号の認定を受けていない者（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第８条第２項の規定による申請の撤回をした者を含む。以下「認定留保者」という。）に助成する重度心身障害者医療費の額は、第２条第４項の規定にかかわらず、当該月において認定留保者が受けた医療保険各法による療養の給付につき医療保険各法に定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に100分の10を乗じて得た額（当該認定留保者が受けた療養の給付につき医療保険各法による高額療養費の支給を受けた場合にあっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条に規定する高額療養費算定基準額）とする。
（譲渡又は担保の禁止）
第５条　医療費の助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。
（第三者行為による損害賠償との調整）
第６条　市長は、重度心身障害者が第三者の行為により疾病し、又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として医療費の助成を行わず、又は助成した助成金の返還を求めることができる。
（不正行為による医療費の助成金の返還）
第７条　市長は、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。
（委任）
第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成18年１月４日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行前に、旧喜多方市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和49年喜多方市条例第50号）、旧熱塩加納村重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年熱塩加納村条例第16号）、旧塩川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年塩川町条例第31号）、旧山都町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年山都町条例第25号）又は旧高郷村重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年高郷村条例第23号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
附　則（平成19年３月27日条例第12号）
（施行期日）
１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、平成20年４月１日から施行する。
（適用区分）
２　改正後の第３条の規定は、この条例の施行の日以後にされた医療行為に係る医療費の助成について適用する。
（経過措置）
３　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第１項に規定する身体障害者更生援護施設又は同法附則第58条第１項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の８に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、改正後の第３条第３号に規定する障害者支援施設とみなして、同条の規定を適用する。
４　当分の間、改正後の第３条第３号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「入所」とあるのは「入所又は同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入居」とする。
附　則（平成20年３月27日条例第14号）
（施行期日）
１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（同表中２の項を削り、３の項を２の項とする部分を除く。）は公布の日から、第４条に１項を

加える改正規定は同年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２条第４項第２号の規定はこの条例の施行の日以後にされた医療行為に係る医療費の助成について、改正後の第４条第２項の規定は平成20年７月１日以後にされた医療行為に係る医療費の助成について適用する。

附　則（平成22年３月25日条例第４号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月22日条例第７号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年６月21日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条第３号の改正規定（「第５条第12項」を「第５条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

区分	重度心身障害者医療費
１　医療保険各法に定める負担額	医療保険各法に定める一部負担金の額
２　その他医療に関する法令等の規定による費用徴収金又は負担額	（１）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第１項に規定する指定自立支援医療に要した費用の額から当該指定自立支援医療につき支給された同項に規定する自立支援医療費の額を控除した額 （２）　前号に掲げるもののほか、公費負担医療に係る費用徴収金又は一部負担金の額

別表第２（第２条関係）

疾患名
１　統合失調症
２　躁うつ病（躁うつ病、躁病、うつ病等）
３　脳器質性精神障害（老年認知症、脳血管性認知症、器質性精神病等）
４　中毒性精神障害（アルコール依存症、覚醒剤中毒等）
５　その他の精神病（非定型、心因性、分裂感情病等）
６　知的障害（精神発達遅滞等）
７　精神病質（人格障害等）
８　てんかん（てんかん、症候性てんかん等）
９　その他の精神疾患（心因反応、注意欠陥多動障害、食行動異常症、神経性食不振症、神経性過食症、精神神経症等）
10　発達障害（自閉症等）